

平成 30 年度

包括外部監査結果報告書(概要)

静岡県包括外部監査人

1 監査テーマ

指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について

2 選定理由

平成 15 年 9 月に「地方自治法の一部を改正する法律」の施行により、公の施設の管理運営について管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が導入された。指定管理者制度の導入は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用して、住民サービスの向上や経費削減等を図ることを目的として導入されたものである。静岡県においても、平成 16 年度に 2 施設が指定管理者制度に移行し、その後数年で 40 施設を超える施設で指定管理者制度が採用された。全国的にも多数の公の施設の管理運営が指定管理者制度に移行したが、指定管理者制度に移行したことによる住民サービスの向上や経費削減等が、適切に行われているかの検証も多く自治体で行われてきた。静岡県包括外部監査でも平成 22 年度に指定管理者制度をテーマに監査が行われている。

その後も民間の能力活用は積極的に推進され、平成 23 年に P F I 法の改正により、コンセッション方式の導入や平成 29 年改訂の P P P / P F I 推進アクションプランでは、コンセッション事業の他に収益型事業や公的不動産利活用事業などの手法も紹介されている。静岡県でも、平成 31 年度から富士山静岡空港の管理運営にコンセッション方式が採用される予定である。

今後、多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制と良好な公共サービスの実現を趣旨として採用されている指定管理者制度を P P P / P F I 手法や直営を含めて再検証する意味は大きいと考えた。

以上の観点から、当該テーマを選定した。

3 実施期間

平成 30 年 6 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

4 監査対象期間

原則として平成 29 年度を対象とする。

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

5 監査実施者

(1) 外部監査人

公認会計士 村松淳旨

(2) 補助者

公認会計士 加山秀剛
公認会計士 松本次郎
公認会計士 原田俊輔
公認会計士 山本博生
公認会計士 佐藤 豪
公認会計士 石巻幹子
公認会計士 鈴木教史
公認会計士 堀井幸治

6 監査対象

平成 29 年 3 月 31 日に、静岡県で指定管理者制度を導入している施設のうち、次に該当する施設を監査の対象とした。

- イ) 管理瑕疵に基づく事故のあった施設
- ロ) 利用状況（人数・回数・件数等）に対して割高なコストがかかっている一般向けの施設
- ハ) コストの内容や労務者の負担リスクについて検証が必要であると考えられる施設

施設名	担当部局	該当項目		
		イ	ロ	ハ
静岡県男女共同参画センター	くらし・環境部 男女共同参画課			●
静岡県県民の森施設	くらし・環境部 環境ふれあい課		●	
静岡県コンベンションアーツセンター	文化・観光部	●	●	
静岡県舞台芸術公園	文化政策課		●	
静岡県富士水泳場	文化・観光部	●	●	
静岡県立水泳場	スポーツ振興課		●	
静岡県立富士見学園	健康福祉部 障害者政策課			●

施設名	担当部局	該当項目		
		イ	ロ	ハ
静岡県労政会館 (沼津、静岡、浜松)	経済産業部 労働政策課			●
静岡県医療健康産業研究開発センター	経済産業部 新産業集積課		●	
愛鷹広域公園	交通基盤部 公園緑地課		●	●
遠州灘海浜公園			●	
静岡県草薙総合運動場				●
静岡県富士山こどもの国			●	
静岡県三ヶ日青年の家	教育委員会	●	●	
静岡県立朝霧野外活動センター	社会教育課	●	●	

7 監査手続の概要

主要な監査手続は、次のとおりである。

- ・経営管理部行政経営課から「指定管理者制度の手引」等を基に、指定管理者制度の概要をヒアリング
- ・指定管理者制度導入施設を所管する所属等に対して、その状況等に関するアンケート調査を実施し、ヒアリング対象施設を抽出
- ・ヒアリング対象施設を所管する所属等に対して、担当者ヒアリング及び関係書類の閲覧
- ・監査結果の取りまとめにあたって、事実誤認の発生防止に配慮し、必要に応じて監査対象所属と意見交換会を実施。

8 監査結果

(1) 総論

結果	項目	内容
意見	① 『手引』のあり方について [行政経営課]	<p>一般に「手引」という言葉は、新たに始める人に手ほどきするための書物を指し、英訳すると、ガイドブックやマニュアルとなる。『手引』も強制力を持った規定集やルールブックといったものではなく、文字通り、手引であって、各担当課が参考にする程度のもので捉えるのであれば、準拠性を強く求めることはできない。</p> <p>しかし、この『手引』が県のホームページにおいて、指定管理者制度を説明する参考資料としては</p>

		<p>あるが、広く一般に開示されている以上、県民は、この『手引』に従って指定管理者制度導入施設の適切な管理運営が行われていることを期待するであろう、と考えるのであれば、準拠性はある程度強く求めていくべきである。</p> <p>この点について、指定管理者制度が導入から10年以上が経過し、制度としてはかなり成熟化していることや、制度導入施設もほぼ固定化していることを考えれば、いわゆる、初心者向けのガイドブックといったものよりも、静岡県におけるルールブックといったものとして、位置付けていくべきではないだろうか。</p> <p>また、ルールの中にも重要性の程度があって、適切な管理運営をするうえで外してはならないもの（厳守すべきルール）と、よりよい管理運営をするためにできるだけ取り組んだ方がいいもの（努力目標的なルール）があるとすれば、重要性の高いものについて確実な運用を図るための点検チェックシートを作成し、各担当課によるセルフチェックと行政経営課への報告の仕組みを検討すべきである。</p>
	<p>② ホームページの管理（募集期間など） [行政経営課]</p>	<p>県のホームページで、指定管理者制度導入施設に関する情報は行政経営課がまとめて所管し、『手引』とともに、施設ごとに指定管理者の募集状況や、指定管理者の選定や評価の結果が掲載されている。このホームページを見れば、指定管理者の募集期間（募集要項の配布から申請受付終了日まで）が短い施設や評価委員会の実施時期が遅い施設、また、評価委員会の議事録を公表していない施設など、『手引』の運用状況がよくわかる。</p> <p>行政経営課は、こうした『手引』通りの運用ができていない施設が多い状況がそのまま情報発信されていることに問題意識をもって、ホームページの掲載にあたり、『手引』の運用状況をチェックし、適切に指導助言すべきである。</p>
	<p>③ 指定管理者の年度評価の実施</p>	<p>『手引』では、指定管理者の「年度評価は、当該年度の年度内あるいは遅くとも次年度6月頃までに</p>

<p>時期について [行政経営課]</p>	<p>実施」することとしている。</p> <p>年度評価という以上、指定管理業務の収支状況も含め年度末までの状況の評価すべきであり、対象年度の年度内に実施するというのは、理論的にもおかしい。PDCAサイクルを徹底するために、年度評価をできるだけ早い時期に実施すべきであることを明記するとともに、「次年度6月頃まで」といった曖昧な表現をやめて、「次年度の6月末までに実施すること」と表現を見直すべきである。</p> <p>さらに、年度評価の実施時期に対する準拠性が低い点については、年度評価が形骸化している表れとして深刻に受け止めてほしい。行政経営課は、各担当課に周知徹底するとともに、各担当課から行政経営課への報告の仕組みを検討すべきである。</p>
<p>④ 指定管理者の評価の公表について [行政経営課]</p>	<p>『手引』では、議事録も公表することになっているが、実際に公表している施設・担当課は少ない。議事録を公表する意義を再検討し、場合によっては、評価結果の記載内容を充実させることで、議事録の公表を不要とするルールの見直しを検討すべきである。</p> <p>また、評価結果のまとめ方（点数・ランクのつけ方や、外部評価委員からのコメントや提言の記載方法）も、担当課によってバラバラで統一感が全くないが、評価結果を公表する目的を考えれば、県民がより理解しやすいように、以下の見直しを求めたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表する評価結果の様式・記載項目の統一 ・評価（点数・ランク）のつけ方の統一 ・指定管理期間と評価対象年度・期間の明示 ・外部評価委員会の実施状況の明示 ・外部評価委員の氏名・職業・専門性と委員会への出欠状況の明示 ・全体だけでなく、審査項目別の評価（点数・ランク）の明示 ・全体だけでなく、審査項目別の外部評価委員からのコメントの明示 ・外部評価委員からのコメントや提言は、指定管理者が対応すべきものと、県が対応すべきものを明

	<p>確に分けて、後者は、直接的には指定管理者の業務評価ではないが補足情報として表示すること</p>
<p>⑤ 独立性について [行政経営課]</p>	<p>『手引』において、独立性の要件定義が弱く、運用上も確実にチェックされたかどうかの事後検証ができない。行政経営課はチェックリストや委員への確認状のひな型を用意して、各担当課に作成・保存を徹底させるべきである。</p>
<p>⑥ 指定管理者の申請者を増やすための取組みについて [行政経営課]</p>	<p>行政経営課では「ふじのくに施設紹介フェア」を開催し、県内市町の施設も含めてPRを図ろうとしているものの、直近3年度の状況は下表のとおり、ほとんどの市町が参加していない。参加市町をもっと積極的に増やしていくことで、市町を通じて、市町の指定管理者や過去の申請企業・団体へのアナウンスを拡大させるべきである。</p> <p>また、指定管理業務に関心のありそうな企業・団体を探す方法としては、(一社)指定管理者協会の会員への呼びかけも有効に思えるが、同協会の会員数は平成30年8月時点で49団体とあまり多くない。申請者の少ない施設の担当課が、近隣の都道府県や市町の同種施設で指定管理業務を行っている企業・団体を調べ、「ふじのくに施設紹介フェア」の案内先に加えることも必要である。</p>
<p>⑦ モニタリングや視察時のチェックリストの整備について [行政経営課]</p>	<p>モニタリングや視察時のチェックリストの整備を進めるべきであり、それを円滑に進めるために、まず、行政経営課に、既に整備・運用されている施設のチェックリストを参考に標準的なチェック項目をまとめたひな型を作り、各担当課に展開することを求めたい。</p> <p>なお、指定管理業務には、指定管理者が自ら実施するものと、他の専門業者に再委託するものに分けられるが、上記のチェックリストは、指定管理者が交代した場合などに、その境界線が変わってもチェックすべき項目が抜け落ちないように、指定管理業務全体を網羅するように作成しておくべきである。</p>
<p>⑧ 修繕計画の策定について [行政経営課]</p>	<p>静岡県ほとんどの指定管理者制度導入施設における修繕費の負担区分は、原則として、1件30万円未満の修繕は指定管理者、30万円以上の修繕につい</p>

		<p>ては県が負担することが協定により定められている。今回、指定管理者の修繕の実施状況を確認したところ、施設の安全性や施設利用者への影響などから緊急対応が必要な修繕につき、基本協定では、県が修繕を行うことが定められているが、指定管理者が県に協議を行い、修繕を実施している事案が発見された。</p> <p>施設の運営に当たって、このような緊急対応事案が発生することは理解できるが、あらかじめ協定に定めた負担区分と異なる例外的な対応として位置づけられるべきものであり、定期的な修繕の実施等により事案の発生を抑制していくことが可能と考える。</p> <p>今後、施設の老朽化により、同様な事案の増加が懸念されることから、各施設の現況を反映するための調査を実施し、修繕計画を策定の上、修繕計画に基づいた定期修繕を行うべきである。</p>
--	--	--

(2) 静岡県男女共同参画センター

結果	項目	内容
意見	① 指定管理者の選定について [男女共同参画課]	<p>指定期間の第1期は3者が応募したが、第2～4期は1者応募の状況にある。あざれあ貸会議室の運営は副次的な業務であり、あくまで県男女共同参画センターとしての運営が主な業務であることから、応募者は男女共同参画事業に関する運営ノウハウをもつ者に限られてしまう傾向にあることから、やむを得ない面もあると考えられる。</p> <p>しかしながら、募集要項の配布から申請受付終了日までの期間が、第2期(42日間)、第3期(17日間)、第4期(26日間)となっており、新たに応募しようとする者にとって十分な検討期間が確保されているとはいえず、参入障壁となっている可能性があると考えられる。</p> <p>指定管理料の決定と議会日程の関係で、募集要項の配布から申請受付終了日までの期間が決定されるとはいえ、新たに応募しようとする者にとって十分な検討期間が確保されるよう配慮すべきである。</p>

<p>② 指定管理者の業務のモニタリングについて [男女共同参画課]</p>	<p>現在のところ視察（県による施設点検）マニュアルは公式のものではなく、数年で担当がローテーションすることを考慮すると、視察項目を網羅的に文書化しておくことが望ましい。視察項目をチェックリスト化している部局もあるため、参考にして頂きたい。</p>
<p>③ 個人情報の管理方法の見直しについて [男女共同参画課]</p>	<p>個人情報の取扱いに関する管理方法が十分に整備・運用できていない。担当課も個人情報の漏洩リスクを認識しており、今後、担当課と指定管理者が連携して、次の対応をしていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者による個人情報の取扱い方法の総点検 ・ 指定管理者によるチェック（方法・時期等）の総点検 ・ 個人情報取扱規程の整備 ・ 担当課によるチェック（方法・時期等）の総点検 ・ チェック記録の整備
<p>④ 指定管理者の目標指標について [男女共同参画課]</p>	<p>指定管理者の主な業務内容は、県男女共同参画事業であり、貸会議室の運営は副次的な業務であるところ、指定管理者の目標指標を「施設の全体利用率75%以上、利用者満足度95%以上」のみとしている。第2次県男女共同参画基本計画の中で、「県男女共同参画センター「あざれあナビ」へのアクセス件数」を行政活動指標としていることから、貸会議室の運営に関する指標のみを目標指標とするのは、指標として適合していないと考えられる。施設の設置目的や指定管理者の業務に適合した目標指標を設定することが望ましいと考える。</p>
<p>⑤ 外部評価委員会の評価結果について [男女共同参画課]</p>	<p>現在のところ、指定管理者外部評価委員会において、県の管理に関する指摘等があった場合は、県が対応する案件である旨を委員に説明し、講評には含めていない。本来的には指定管理者の評価が目的であるため、指定管理者に対する講評のみで足りるが、県の管理に対する講評を掲載し、県としての取組姿勢を県民に示すことも有益と考えられる。</p>

(3) 静岡県県民の森施設

結果	項目	内容
意見	<p>① 利用者数の目標について [環境ふれあい課]</p>	<p>当該施設は、利用者数ではなく、利用料金収入を目標に設定している。また、利用者数は宿泊客のみをカウントし、日帰り客は対象となっていない。しかし、設置目的や施設内容に照らせば、施設そのものの存在価値や、施設を管理運営する指定管理者の業務を評価するうえで、どれだけ多くの収入を獲得したのかということよりも、どれだけ多くの県民に利用されているのかということの方が、より重要なポイントではないかと思われる。</p> <p>したがって、担当課は、利用者数のカウント対象に日帰り客も加えると共に、利用者数についても目標を設定し、指定管理者とともに利用者数の増加を図る努力をするべきである。</p>
	<p>② 施設のあり方について [環境ふれあい課]</p>	<p>当該施設は、利用予定者を特に限定することなく、広く一般県民が野外活動に利用することを目的にしているが、利用者数は、毎年 4,000 人前後にとどまっている。</p> <p>一方、「施設全体の収支差額合計」は、最終的に税金で賄われている維持管理コストであるが、毎年約 40,000 千円が経常的に費やされ、29 年度の実績に顕著に示されているように、修繕費が膨らむと、税金負担はさらに重くなる。</p> <p>この結果、当該施設は、利用者 1 人当たりの税金負担が割高な施設になっている。</p> <p>公の施設には、障害者のための施設のように公共の利益や存在価値を単純に利用者数や利用者 1 人当たりの税金負担で測るべきではないものもあるが、当該施設に関していえば、野外レクリエーション施設であるため、ある程度割り切って、限られた利用者のためにどれだけ税金が使われているのか、ということ議論しても問題ないと考える。</p> <p>当該施設は、平成 22 年度に実施された事業仕分けで静岡県県民の森施設管理運営費が「要改善」の結果を受け、施設の存続の要否が検討されたが、当時は、野外レクリエーションの場として今後も宿泊</p>

		<p>施設として運営することが望ましいとの結論となった経緯がある。</p> <p>当該施設は、建物木造部の腐食や各種設備の経年劣化が進んでおり、今後、修繕費が増加することが予想される。担当課も中長期的な修繕計画の策定が必要であるという認識を持っているが、まず、どれだけ多くの県民に当該施設が有する価値を提供することができるのかといった視点で、施設のあり方をもう一度議論すべきと考える。</p>
--	--	--

(4) 静岡県コンベンションアーツセンター

結果	項目	内容
意見	① 施設の利用状況（稼働率）の把握について [文化政策課]	<p>直近5年間における施設全体の稼働率は、概ね8割を確保している。</p> <p>しかしながら、当該稼働率の算定は、施設ごとの利用可能日に1コマでも利用実績があれば実績日数1日としてカウントしており、実際にはすべての施設において午前・午後・夜間の3コマが利用できることを考えると、実態を表した正確な稼働率の算定となっていない。利用前後の準備や清掃のため利用できないコマもあるが、これらも含め利用と考えれば、コマ数での稼働率算定ができるのではないかと考えられる。</p> <p>施設稼働率は、指定管理業務の評価にあたって数値目標として参照されるものでもあり、より実態に即した正確な稼働率の算定と情報提供が望まれる。</p>
	② 指定管理者による労働関係法令の遵守について [文化政策課]	<p>指定管理者の労働条件への配慮規定については、指定管理者が作成する事業計画書に記載があるものの、指定管理者を募集する際に示す募集要項や県と指定管理者とで締結する協定書には記載がない。</p> <p>労働環境の悪化は県民サービスの質や利用者の安全確保にも影響しかねない重大な問題であることから、県としても募集要項及び協定書の中において、労働基準法等の労働関係法令を遵守する旨を具体的に定め、予め指定管理者に明示する対応が望まれる。</p>
	③ 指定管理者の業務のモニタリングについて	<p>当該施設の担当課による視察に関して、チェック項目等を定めるなど視察によるモニタリング方法を定めた基準等は特に設けられていない。また、指定</p>

	[文化政策課]	<p>管理者が個人情報適切に取り扱っていることを確認した記録も残っていない。</p> <p>一方で、例えば、指定管理者による再委託に関して、県では、当該施設での打合せ等の際に、再委託業者からの報告書等を確認するなど、現に視察によるモニタリングは実施されている。</p> <p>数年で担当がローテーションすることを考慮すると、視察項目を網羅的に文書化しておくことが望ましい。視察項目をチェックリスト化している部局もあるため、参考にして頂きたい。</p>
	④ 外部評価委員会の評価結果への対応について [文化政策課]	<p>外部評価委員会の評価結果の伝達にあたっては、評価点とともに「評価に関する意見」が示される。当該意見は、評価結果の根拠を示すばかりか、指定管理者に対する様々な意見や提案がなされており、今後どのように対応するか、解決するまで継続的に検討し、履歴を残していくことが有益と考える。</p> <p>現状は、次回の評価委員会において対応状況を口頭で報告する方法に留まっているため、文書で報告するなど改善が望まれる。</p>
	⑤ 指定管理者評価委員会による年度評価の実施時期について [文化政策課]	<p>直近3年間の年度評価は、いずれも翌年度がスタートしてから約5ヶ月以上経過しており、平成29年度に至っては約9ヶ月後に実施されている。</p> <p>「手引」では、年度評価に基づき、運営上の課題を洗い出し、年度計画の修正や改善の実施など、次年度の運営において課題の解決に必要な措置を講じるとされ、遅くとも次年度6月頃までに実施することを求めているが、直近の年度評価は遅すぎると言わざるを得ない。</p> <p>担当課によれば、例えば、直近の平成29年度は、評価委員の候補者が7月に決定し、そこから各委員への承諾と日程調整を行ったため、評価の実施が12月になったとのことであるが、評価委員の選定期間も含め、外部評価に期待されるPDCAサイクルが有効に機能させるように、体制を見直す必要がある。</p>

(5) 静岡県舞台芸術公園

結果	項目	内容
意見	①施設の活用方法の検討 [文化政策課]	<p>当該施設は、端的に言えば、SPACが芸術活動を行うために税金を使って維持管理している特殊な施設であり、一般的な都市公園などと比べても一般利用者数は非常に少ない。しかも、肝心の専用使用者であるSPACも年間の半分以上を使用していない施設もある。</p> <p>一方で、当該施設は、SPACの公演が行われるグランシップの劇場からも、日本平山頂の展望施設からも近く、劇場公演の観客や日本平山頂の展望施設の観光客をうまく呼び込むことができれば、かなり有効な活用も期待できる場所に立地している。</p> <p>設置から20年以上が経過し、施設の老朽化も進んできており、今後、施設の改修費用も増加していくことが予想される中で、現状の活用方法のままでは、県民の理解は得にくいであろう。</p> <p>SPACは、公益財団法人という形態にはなっているが、実質的に静岡県の劇団であり、そのSPACの芸術活動の場が当該施設であるとすれば、SPACの活動はもっと積極的に県民に還元されるべきであるし、当該施設はSPACの活動を県民に還元するための場としてもっと積極的に活用できるものにしていくべきである。</p> <p>担当課は、当該施設の本来の目的であるSPACの芸術活動の場としての機能を維持することを考慮しながらも、より積極的な一般利用の方法、県民への還元の方法を検討すべきである。</p> <p>また、現状では、SPACの専用使用を前提としていることから、公園の使用者であるSPACが当該施設の指定管理業務を担うという特殊な状況にある。今後、公園の一般利用が進み、公園の位置づけの見直しが必要となる場合には、指定管理者についても、必ずしもSPACでなくてもよくなることも考えられるため、その際には、指定管理者の選定方法についても見直すべきである。</p>

	<p>② 警備に関する支出内容の見直しについて [文化政策課]</p>	<p>当該施設では、365日、24時間体制で警備員を配置しており、施設正面入口から外部に対する一定の牽制効果が期待できるほか、SPACのスタッフ・宿泊者・園地散策者等を含めた施設利用者からの様々な連絡を受け付ける第一の窓口になっている。</p> <p>しかし、その反面、監視カメラもなく、樹木も多い見通しの悪い広い園内で本当に必要としているレベルの警備ができているのか、という疑問もある。</p> <p>担当課は、警備体制のあり方と警備に関する費用対効果について再検証すべきである。</p>
	<p>③ 評価委員会による年度評価の実施時期について [文化政策課]</p>	<p>外部評価委員会が翌年度の後半に実施されている。「手引」では、年度評価に基づき、運営上の課題を洗い出し、年度計画の修正や改善の実施など、次年度の運営において課題の解決に必要な措置を講じるとされ、遅くとも次年度6月頃までに実施することを求めているが、直近の年度評価は遅いと言わざるを得ない。外部評価に期待されるPDCAサイクルが有効に機能させるように体制を見直す必要がある。</p>

(6) 静岡県立水泳場、静岡県富士水泳場

結果	項目	内容
意見	<p>① 選定基準及び審査項目・配点について [スポーツ振興課]</p>	<p>『手引』によれば、募集要項には、選定に係る審査項目及び配点を記載する必要がある。第4期（平成30～34年度）の募集（平成29年9月実施）において、現指定管理者の管理実績が優秀な場合に「期間評価」として加点する旨が記載されているが、当該加点配分の明記がなかった。</p> <p>「期間評価」の加点配分実績は10点であり、その他の配点合計（100点）の1割相当となっている。選定における事務の透明性を確保するためにも、「期間評価」の加点配分については、あらかじめ募集要項に明記しておくことがのぞましい。</p>
	<p>② 施設のあり方の検討について [スポーツ振興課]</p>	<p>県立水泳場は高校総体（平成3年開催）、富士水泳場は国体（平成15年開催）における競技会場として整備された施設であり、いずれも50mと25mの競泳用プール及び飛込プールという同スペックの設備を</p>

		<p>有している（すべて公認プール）。</p> <p>施設の設置目的は、第一に「競技力の向上」があり、二次的に「県民一般の健康増進とスポーツ振興」がある。そのため、利用においては競技者の利用が優先されている。また、一般開放分を含めると、平成 29 年度にはいずれの施設も年間 10 万人を超える利用があるが、減免利用者が多いため、収支の改善に結びつかない特徴がある。9 の収支表のとおり、平成 29 年度における施設全体の収支（県と指定管理者の連結収支）は、県立水泳場で 158,736 千円、富士水泳場で 204,886 千円、合計 363,622 千円の支出超過で、同様の機能を持つ施設を重複して保有することで県の負担は 2 倍になっている。</p> <p>県立水泳場は建設から約 30 年、富士水泳場も 16 年が経過し、各所に経年劣化が見られ、今後、さらなる修繕費用や設備更新等が必要と見込まれる。現在のかたちで施設を維持していくのか、あるいは設置目的を見直して施設の集約やダウンサイジングを図っていくのか、静岡県スポーツ推進審議会等を活用し、長期的な視野で今後の方向性を慎重に検討していく必要がある。</p>
	<p>③コンセッション事業の導入可能性の検討について [スポーツ振興課]</p>	<p>当該施設では、制度の標準期間である 5 年を採用していることから、指定期間が短く、長期的な視野に立った提案を受けにくいことが課題である。</p> <p>第 4 期（平成 30～34 年度）募集において、応募者（現指定管理者）から施設整備に関する提案を受け、トレーニング室のリニューアルや Wi-Fi の整備等が進められ、施設の利便性が図られてきたところであるが、指定期間が今よりも長く設定されれば、より長期的な投資提案を受けられることも期待される。指定管理者制度以外の官民連携制度にコンセッション方式があるが、コンセッションによれば、数十年という長期契約も可能となることから事業者の裁量は広がり、中長期の設備更新という行政課題についても、民間ノウハウを生かした提案を受けられる可能性が出てくる。</p> <p>文部科学省の「文教施設における公共施設等運営</p>

		<p>権の導入に関する検討会」最終報告でも、スポーツ施設におけるコンセッション制度導入のメリット等が示されており、たとえ独立採算が見込めない施設であっても、公的負担の抑制効果が出れば有用であることから、当該施設に最も適合する官民連携制度を研究し、効率的な経営の仕組みを構築していくことを検討されたい。</p>
	<p>④ネーミングライツ等の他の収益獲得施策の立案について [スポーツ振興課]</p>	<p>スポーツ庁では、スポーツ施設の収益拡大施策についての各自治体の取組事例を紹介しており、ネーミングライツによりスポンサーを募る公共施設等の例も散見される。</p> <p>安全なスポーツ施設を持続的に運営していくためには、何よりも安定した財源の確保が課題であり、コンセッション事業の導入等の官民連携による効率的な経営の仕組みを考えるとともに、施設の設置者である県が、施設が潜在的に有する収益性を見出して、これを活用していく施策を立案していくことも重要である。</p> <p>ネーミングライツのように施設そのものに係るもののほか、施設内外の看板設置による広告収入策や、寄付金の募集、基金の創設等の一層の財源確保に取り組まれない。</p> <p>スポーツ競技は、官民間わず、企業広告や協賛の対象となることが多いことからさまざまな事例があるため、これらを検証し、当該施設にふさわしい方法を研究する必要がある。</p>
	<p>⑤評価委員会による年度評価の実施時期について [スポーツ振興課]</p>	<p>外部評価委員会が翌年度の後半に実施されている。「手引」では、年度評価に基づき、運営上の課題を洗い出し、年度計画の修正や改善の実施など、次年度の運営において課題の解決に必要な措置を講じるとされ、遅くとも次年度6月頃までに実施することを求めているが、直近の年度評価は遅いと言わざるを得ない。外部評価に期待されるPDCAサイクルが有効に機能させるように、体制を見直す必要がある。</p>

(7) 静岡県立富士見学園

結果	項目	内容
意見	① 施設のあり方について [障害者政策課]	<p>当該施設では、社会環境の変化により、入所者の障害程度が重度化し、施設に求められる役割が変化する中、定員数や提供サービスの見直しなどで対応している。</p> <p>しかしながら、入所者の障害程度の重度化が進む中で、施設機能が建具等の破壊や漏便に備えた仕様になっていないことや、入所者の重度化に対応した支援を行うために人員を配置することによって、指定管理料収入を含めても、施設単体での運営収支が赤字になっていることなどの課題が認識されている。</p> <p>そのため、当該施設は、「今後維持すべき施設の機能（施設のあり方）」という根本的な部分について、見直しの必要性が生じている状況にある。</p> <p>今後のあり方としては、大きく分けると、県有施設として継続するのか、民営化するのかの2つの選択肢が考えられる。</p> <p>県有施設として指定管理者制度を継続する場合には、利用期間の見直しなどのニーズ変化へのさらなる対応だけでなく、個室化などの環境整備を実施して施設機能の不適合を解消する必要がある。そのためには、大規模な改修・改築工事が想定されるが、現時点で不適合になっている部分を直すだけでなく、将来にわたって長期的に県有施設として維持していく計画のもと、施設を再設計し、多額の改修費用の財源確保が必要となる。</p> <p>一方、民営化する場合には、まず収支の改善を図らなければ、引受先が現れないという問題がある。富士見学園は、施設としての特殊性により、人件費率が高くなっていることが赤字の主な要因と考えられる。これを解消するためには、施設の運営方法・機能の見直しが必要になるが、その場合には、これまでの施設の目的や役割を維持することができなくなることも想定される。</p> <p>いずれにしても、施設のあり方について、幅広い</p>

	合意形成を図りながら、引き続き検討することが必要と考える。
--	-------------------------------

(8) 静岡県沼津労政会館・静岡県静岡労政会館・静岡県浜松労政会館

結果	項目	内容
意見	① 施設のあり方について [労働政策課]	<p>当該施設は、「労働者の福祉の増進に寄与すること（静岡県労政会館の設置及び管理に関する条例）」を目的として、昭和 30 年頃に設置されている。</p> <p>しかし、施設の主な事業内容は、ホール及び会議室の貸出、つまり、一定の時間、会議やイベントのスペースを貸し出しているだけで、他の公営・民間の貸会議室と比べて特徴的な設備があるわけでもない。労働関係者については、一般料金よりも割安に利用できるが、そのことをもって、“労働者の福祉の増進”に寄与する、とはいいがたい。</p> <p>平成 26 年度に実施された指定管理者評価委員会でも、評価委員から「設置目的と会館の現実に乖離が生じているのではないか」というコメントもある。各施設が設置された昭和 30 年頃と現代では、労働者に関する社会情勢も大きく異なっており、設置目的自体が社会的ニーズに合わなくなっているのかもしれない。</p> <p>肝心の労働関係者の利用状況はほぼ横ばいであるが、一般を含めた全体の利用者数は減少傾向にある。民間の貸会議室よりも割安な利用料金を実現するために、税金で維持費用を賄っている以上、直接的な目的対象である労働関係者に限らず、より多くの県民に利用されてこそ、施設の存在意義があると考えれば、利用者数の減少は施設の存在意義の低下とも受け止められる。</p> <p>特に利用者数の減少が大きい静岡労政会館については、同じ県有施設の静岡県男女共同参画センター(通称あざれあ)が道路1つを挟んで設置されており、貸会議室の提供という機能については完全に重複している。貸会議室を割安な料金で提供することをもって、労働関係者や男女共同参画団体の福祉の増進や支援とするのであれば、1つの施設で、それ</p>

		<p>ぞれの団体に対して料金を減免する仕組みを構築すれば足りるのではないだろうか。</p> <p>施設の老朽化が進み、修繕費も増加傾向にある中で、今後、本格的な長寿命化対策や建替等の検討をしていく時期が来ている。当該施設を将来にわたって現状のまま維持し続けることがよいのか、あるいは他の県有施設との統廃合に進むべきなのか、など長期的な視点での方向性の検討とそのスケジューリングを示すことが求められるのではないだろうか。</p> <p>こうした、方向性の検討の前提として、指定管理の導入目的にある「会館の利用促進」に向け、施設の効用を最大限に発揮できる運営がなされているか、定期的に検証していく必要がある。</p>
	<p>② 指定管理者の業務のモニタリングについて [労働政策課]</p>	<p>担当課は、毎月、指定管理者（各館の館長を含む）と県担当課とで会議を開催し、設備管理の状況や運営上の疑義等についての確認を行い、内容を復命書に記録している。また、年に1回、各施設の再委託関係や帳簿類、記録等の書類の実地調査を実施しており、調査項目については毎年、担当課において定めた上で実施している。</p> <p>一部の確認事項については、県担当者の具体的な視察内容は不明瞭であり、数年で担当がローテーションすることを考慮すると、視察項目を網羅的に文書化しておくことが望ましいと考える。視察項目をチェックリスト化している部局もあるため、参考にして頂きたい。</p>
	<p>③ 外部評価委員会の評価結果について [労働政策課]</p>	<p>ア. 評価票による評価委員のコメントについて</p> <p>評価委員会における評価委員のコメントは、評価票に集約されて指定管理者に提示されるが、その中には指定管理者の努力では解決できない設備の改善に関するものなども含まれていた。</p> <p>外部評価委員会は、本来は指定管理者の業務の評価が目的であるが、施設のより良い管理運営を議論すれば、県が対応すべき事項についても言及されるのは必然である。</p> <p>重要なのは、外部評価委員から出された提言やコメントに対して、どのように対応するのかというこ</p>

		<p>とであり、そのためには、まず、指定管理者が対応すべきものと、県が対応すべきものとに明確に区分する必要がある。担当課は、評価をまとめる際には、評価委員のコメントを、指定管理者に対するものとそれ以外に分けて表示すべきである。</p> <p>イ. 評価票による評価とコメントについて</p> <p>評価票では、5人の評価委員が項目別に点数をつけて、最終的にはすべての項目の合計平均点が24点満点中12点以上であれば、総合評価が可となり、「改善を要する」にならない取扱いである。</p> <p>平成27年度も28年度も、合計平均点は17.4点になっているが、項目別にみると、27年度に、「利用目標の達成に向けた経営努力が行われているか」という項目で、5人の評価委員のうち3人が、3点満点で1点と評価し、平均も1.4点となっていた。28年度は1.6点に改善しているが、利用状況等の分析をするべきだというコメントが複数出ていた。</p> <p>評価委員に項目別に評価を求めている趣旨からすると、総合評価のみならず項目別に今後の取扱いを検討すべきと考える。また、評価委員のコメントについては、PDCAサイクルの観点から、今後どのように対応するか、解決するまで継続的に検討し、履歴を残していくことが有益と考える。</p>
	<p>④施設の稼働状況のデータ分析について [労働政策課]</p>	<p>当該施設は県営の貸会議室であり、民間の貸会議室よりもかなり割安な料金設定を実現するために税金で運営費を賄う以上、より多くの利用者に活用されなければ、当該施設の存在意義はないといえる。</p> <p>その意味で、当該施設において、利用者数は非常に重要な意味があるが、その利用者数が減少している状況にもかかわらず、各会議室の稼働状況を時間帯別に分析するといった、貸会議室の運営上、当然に行われるべき基礎的な管理が行われていない。</p> <p>貸会議室の利用は、事前予約が必要であり、ダブルブッキングを避けるために、部屋別、時間別に予約を把握することは当然の作業である。直前のキャンセルもあるが、基本的には、予約データをもとに</p>

		<p>実績を補正して集計するだけの作業に過ぎない。</p> <p>また、会議室の時間帯別の稼働状況は、新たに指定管理者に申請することを検討する業者・団体にとっても非常に重要な情報であり、実際に、26年度の募集の際にも質問が寄せられているが、有効な回答ができていない。これは、本来、指定管理者制度が目指す、民間の活力の積極的な導入の阻害要因になっていることを重く受け止めるべきである。</p> <p>当該施設の長期的な方向性やスケジューリングを検討するうえでも、会議室別・時間帯別の稼働状況を把握する体制を早急に構築する必要がある。</p>
--	--	---

(9) 静岡県医療健康産業研究開発センター

結果	項目	内容
意見	①施設の利用状況と維持管理について [新産業集積課]	<p>当施設では、ファルマバレープロジェクト戦略計画に即した施設運営とオープンイノベーション促進の観点から、製品開発完成数（製品化）や共同契約研究数を目標にしている。</p> <p>製品化は最終的な成果であり、その実現には、指定管理者よりも施設入居企業の努力が強く影響することを考えると、指定管理者の目標として直接的ではないと考える。</p> <p>指定管理者の業務において最も専門的な業務はラボマネージャーによる入居者支援事業や連携交流事業であることを考慮すると、その活動（たとえば、ラボマネージャーが対応した相談や紹介の案件数や、交流イベントの開催数、施設の見学者数など）に沿った目標設定や評価を行うのが望ましいと考える。</p>
	②指定管理者の業務のモニタリングについて [新産業集積課]	<p>担当課は、毎月2回、施設へ視察し、指定管理者から提出された月次報告書並びに業務仕様書に基づく業務遂行の状況について、業務日報の確認を行っている。</p> <p>数年で担当者がローテーションすることを考慮すると、年次報告書による事業内容確認時の様に視察項目を文書化しておくことが望ましいと考える。視察項目をチェックリスト化している部局もあるた</p>

		め、参考にすべきである。
	③評価結果の公表について [新産業集積課]	<p>評価委員会による評価は、評価項目ごとに評価し、その評価得点を用いて総合評価している。</p> <p>現状、外部公表の対象は総合評価のみであり、そのベースとなる各評価項目の評価は記載されていない。</p> <p>各評価項目及び配点は公開されていることから、併せて評価点についても公開することが、総合評価の根拠を明確化する観点から望ましいと考える。また、委員コメントについても、現状、被評価者に対する通知では各評価項目と紐づけられているものの、公開の際には総合評価の後に箇条書きでまとめられているのみであるので、各評価項目と紐づけて表示すれば、評価根拠としても開示できると考える。</p>

(10) 静岡県富士山こどもの国

結果	項目	内容
意見	①施設のあり方について [公園緑地課]	<p>平成 16 年以降の利用数の推移を見ると、年度によって若干の増減はあるが、平成 25 年度以降は、利用者数は緩やかに減少している傾向にあり、少子化により、今後、ますます利用数の低下が進んでいくことが予想される。</p> <p>一方、平成 27・28・29 年度の収支状況を見ると、指定管理業務については、県が負担する修繕費や施設の減価償却費を除いても、毎年、3 億円以上の赤字になっており、この赤字を指定管理料という名目で税金を使って補填しているという構造になっている。平成 29 年度について具体的に数字を示すと、指定管理業務については、392,078 千円の費用（県が負担する修繕費や施設の減価償却費を除く）に対して、利用者からの料金収入は 69,022 千円しかないため、利用者一人当たり 1,282 円の赤字、利用者負担率は 17.6%ということになる。</p> <p>これらの状況から、当該施設については、利用者数を増加させ、収支の改善を図ることが課題であると考えられるが、平成 26 年度の募集要項（資料編）から平成 22 年度から 25 年度の月別・利用者の属性別の</p>

		<p>入園数を見ると、利用者が、小学生以下の子供とその引率者・保護者に偏っていることと、冬の利用が少ないことから、中学生以上の若者や、高齢者などもターゲットにすることや冬の稼働を検討する余地があると言える。</p> <p>利用者層の拡大については、施設の内容を見ると、必ずしも、小さな子供とその家族に限らず、中高生以上の若者や一般成人向けのキャンプ場や、高齢者向けの健康増進のためのアクティビティなどにも利用できるのではないかと思われるが、当該施設の設置目的が、子供の育成のためとなっており、まずは、当該施設の設置目的の対象を子供に絞り込む必要があるのか、ということから見直す必要がある。また、「こどもの国」という施設名も、中学生以上には幼稚な印象を与えてしまって、敬遠されているのではないかと思われる。</p> <p>冬の稼働については、前述の利用者の拡大と合わせて、イベントの企画や施設内容の充実を図る積極的な見直しと、休業日を増やして経費の圧縮を図る消極的な見直しが考えられる。</p> <p>また、現在の指定管理者を募集した際、指定管理者に選定された小泉アフリカ・ライオン・サファリ(株)と次点だった(株)フジヤマリゾートはいずれも、近くでレジャー施設を運営している(前者は富士サファリパーク、後者はぐりんぱ・イエティ)。これら、レジャー施設の運営について実績を有する事業者が意欲的に応募してきたことを鑑みると、有料のレジャー施設的な要素を有する当該施設の特長から、さらに民間のノウハウを発揮すべき余地はあると考えられる。</p>
	<p>② 外部評価委員会の評価結果について [公園緑地課]</p>	<p>外部評価結果報告書を見ると、「公園の維持管理に係る協議の場の必要性」(27年)、といった項目が記載されているが、これは指定管理者と県との機能的な役割分担を明確にする上で重要であると考えられる。</p> <p>外部評価委員会は、本来は指定管理者の業務の評価が目的であるが、施設のより良い管理運営を議論</p>

		<p>すれば、県が対応すべき事項についても言及されるのは必然である。</p> <p>重要なのは、外部評価委員から出された提言やコメントに対して、どのように対応するのかということであり、そのためには、まず、指定管理者が対応すべきものと、県が対応すべきものとに明確に区分する必要がある。担当課は、評価をまとめる際には、評価委員のコメントを、指定管理者に対するものとそれ以外に分けて表示すべきである。</p>
--	--	---

(11) 静岡県草薙総合運動場

結果	項目	内容
意見	①外部評価委員会の評価結果について [公園緑地課]	<p>外部評価結果報告書を見ると、改善事項として「施設の老朽化対策・安全性の確保」（平成 29 年度）や、機能別の評価として「ユニバーサルデザインの観点での施設改修」（平成 29 年度）といった項目が記載されているが、施設の改修についての課題は、指定管理者だけではなく県も対応すべき事項である。</p> <p>外部評価委員会は、本来は指定管理者の業務の評価が目的であるが、施設のより良い管理運営を議論すれば、県が対応すべき事項についても言及されるのは必然である。</p> <p>重要なのは、外部評価委員から出された提言やコメントに対して、どのように対応するのかということであり、そのためには、まず、指定管理者が対応すべきものと、県が対応すべきものとに明確に区分する必要がある。担当課は、評価をまとめる際には、評価委員のコメントを、指定管理者に対するものとそれ以外に分けて表示すべきである。</p>

(12) 遠州灘海浜公園

結果	項目	内容
意見	①無料利用者数の把握について [公園緑地課]	<p>公園緑地課では、当該施設の他にも複数の公園を所管しており、公園によって施設内容や指定管理者が異なることから、管理運営のやり方も多少異なるのは当然であるが、監査の結果、無料公園施設の利</p>

		<p>利用者数のカウント方法も施設によってかなり差があることがわかった。</p> <p>当該施設では、競技会での有料施設の利用者や、フリーマーケットなどのイベントの利用者数だけを集計しており、公園内を散策している人などはカウントしていないが、同じ公園緑地課所管の草薙総合運動場では、公園内を散策している人についてもカウントしている。施設内容や立地に違いがあるとは言え、当該施設の利用者数が少ない理由の1つには、こうしたカウント方法の影響も少なくないと考えられる。</p> <p>都市公園は、基本的に利用者から利用料金を徴収できない施設であり、公益性の観点から税金を使って維持管理されるものである。利用者数はその公益性を図るうえで最も重要な要素であるから、担当課は、利用者数のカウント方法について、ある程度統一的な考え方を検討し、各指定管理者に示すべきである。</p>
	<p>②指定管理者によるプロポーザルの実行状況の評価について [公園緑地課]</p>	<p>現指定期間（28年度～32年度）の募集・選定の際に、現在の指定管理者から、上水から井水への切り替えや植物性廃棄物の園外搬出処分に係る経費の削減等のプロポーザルがあり、それが選定時の評価ポイントにもなっている。</p> <p>しかし、外部評価委員会における評価項目には、当該項目の設定がなく、上記プロポーザルの実行状況に対して明確に評価が行われた形跡を確認できない。</p> <p>選定時の評価ポイントにもなっているプロポーザルについては、より確実に評価されるように、評価委員会での評価項目に明確に加えておく必要がある。</p>

(13) 愛鷹広域公園

結果	項目	内容
なし		

(14) 静岡県立朝霧野外活動センター

結果	項目	内容
指摘	① 休所日の取扱いの見直しと職員の勤務状況のモニタリングについて [社会教育課]	<p>当該施設は、条例で教育委員会が特に必要があると認めた場合を除き、月曜日（祝日の場合は翌日）は休所日とすることになっているが、29年度の実績を見ると、祝日だったものを除き、49日中、27日が開所している。</p> <p>こうした状況を生んでいる最大の要因は、5・6・7・9・10月の5ヶ月間の平日に学校の野外活動行事が集中し、8月は各種民間団体の利用も多いため、この期間は月曜日も開所日とし申込者へ提示（前年度の9月に一斉受付）していることにあり、これについては、担当課と指定管理者との協議や連携によって利用促進を図っている成果と言える。しかし、上記のハイシーズンにおける月曜日の開所日は21日で、それ以外の時期にも6日開所しており、うち4日は主催事業もなく、1つ2つの団体を受け入れているだけの非効率な運営になっている。</p> <p>現在の指定管理者は、元々、当該施設の利用者だったこともあり、利用者の目線から利用機会の増加などに熱心に取り組んでいる。その結果、3（1）に既述したように、開所日が県直営時代より21日も増加し、担当課も、開所日の増加を指定管理者制度導入によるプラス効果と評価している。しかし、そのことが逆に、職員の連続勤務につながり、人件費の問題とあわせて、新規の業者団体の参入障壁になり、ひいては、施設存続のリスクになっていることにも目を向ける必要がある。また、担当課は、開所日の承認をする時点で、休所日が少なく、職員の勤務状況の悪化が懸念できたはずであるが、十分なモニタリングをしていなかった。</p> <p>担当課は、まずハイシーズンとオフシーズンの休所日の扱いを明確にしたうえで、オフシーズンについては、主催事業の開催日と月曜日の利用を要望する団体の受入れについて厳密に対応する必要がある。そのうえで、今後、指定管理者からの月次報告に翌月の勤務予定と当月の勤務実績を提出させ、職</p>

		員の勤務状況を確認するべきである。
意見	①個人情報の管理方法の見直しについて [社会教育課]	<p>個人情報の取扱いに関する管理方法が十分に整備・運用できていない。担当課も個人情報の漏洩リスクを認識しており、今後、担当課と指定管理者が連携して、次の対応をしていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者による個人情報の取扱い方法の総点検 ・指定管理者によるチェック（方法・時期等）の総点検 ・個人情報取扱規程の整備 ・担当課によるチェック（方法・時期等）の総点検 ・チェック記録の整備
	②収支計算の見直しについて [社会教育課]	<p>当該施設では、指定管理者制度導入以降に人件費が大きく減少し、このままでは、将来、だれも指定管理者を引き受けなくなって、事業を継続できなくなるリスクがある。</p> <p>これに対して、単純に指定管理料を増額して、人件費の増額をすればいいのではなく、収支計算について総合的に見直していくべきである。具体的に見直すポイントとしては、次のような点が考えられる。</p> <p>ア．利用料金と自主事業の利用料減免の見直しについて</p> <p>県（税金）と利用者による施設の維持管理コストの負担状況と、利用者1人当たりの負担金額からすると、利用者負担額に比べて税金負担額が大きいことがわかる。</p> <p>当該施設で利用者収入が少ない要因は、料金設定の低さと減免対象の割合が大きいことにある。</p> <p>利用料金については、担当課によって26年度に見直しの要否が検討されていて、他の都道府県にある同様の施設の料金との比較も行われているが、利用者収入を増やすためにはどこを見直すべきか、といったアプローチではなく、今の料金設定を見直さなくてもいいとする理由付けに終わっている。しかし、スケートリンクの利用料金の設定など再度検討すべき余地があると考え。たとえば、他の施設との比較であれば、利用者1人当たり指定管理料や利</p>

		<p>利用者負担率といった全体の収支計算から当該施設の状態を把握することや、料金区分別の利用者数をもとに利用者収入のシミュレーションをすることも考えられる。</p> <p>減免については、自主事業における利用料負担を見直すべきである。</p> <p>イ. 支出項目の見直し</p> <p>スケートリンクの保守管理費用が多額で、かつ限られた利用者が追加負担ゼロで利用していることについて、スケートリンクを存続する意義について検討すべきである。</p> <p>ウ. 指定管理料の上限額の算定方法</p> <p>当該施設では、これまで、指定管理料の上限額を算定は、概ね過去4年間の実績平均に基づいて算定されており、指定管理者の経営努力分などの分析は行われていなかった。</p> <p>次の指定期間(32年度から)の上限額の算定には、『手引』に従って、指定管理者の経営努力分の分析を行い、特に、人件費については、将来にわたって持続可能な体制を維持するために積極的に見直しを行う必要がある。</p>
--	--	--

(15) 静岡県立三ヶ日青年の家

結果	項目	内容
意見	<p>①個人情報の管理方法の見直しについて [社会教育課]</p>	<p>個人情報の取扱いに関する管理方法が十分に整備・運用できていない。担当課も個人情報の漏洩リスクを認識しており、今後、担当課と指定管理者が連携して、次の対応をしていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者による個人情報の取扱い方法の総点検 ・指定管理者によるチェック（方法・時期等）の総点検 ・個人情報取扱規程の整備 ・担当課によるチェック（方法・時期等）の総点検 ・チェック記録の整備

<p>②外部評価委員会の評価結果について [社会教育課]</p>	<p>外部評価委員会は、本来は指定管理者の業務の評価が目的であるが、施設のより良い管理運営を議論すれば、県が対応すべき事項についても言及されるのは必然である。</p> <p>重要なのは、外部評価委員から出された提言やコメントに対して、どのように対応するのかということであり、そのためには、まず、指定管理者が対応すべきものと、県が対応すべきものと明確に区分する必要がある。担当課は、評価をまとめる際には、評価委員のコメントを、指定管理者に対するものとそれ以外に分けて表示すべきである。</p>
<p>③収支計算の見直しについて [社会教育課]</p>	<p>施設全体の収支差額合計は1億円を超える赤字で推移しており、継続的に、収支の見直しを検討すべきである。具体的に見直すポイントとしては、利用料金の利用料減免の見直しが考えられる。</p> <p>県（税金）と利用者による施設の維持管理コストの負担状況と、利用者1人当たりの負担金額からすると、利用者負担額に比べて税金負担額が大きいことがわかる。当該施設で利用者収入が少ない要因は、料金設定の低さと減免対象の割合が大きいことにある。</p> <p>利用料金については、担当課によって28年度に見直しの要否が検討されていて、他の都道府県にある同様の施設の料金との比較も行われているが、利用者収入を増やすためにはどこを見直すべきか、といったアプローチではなく、今の料金設定を見直さなくてもいいとする理由付けに終わっている。たとえば、他の施設との比較であれば、利用者1人当たり指定管理料や利用者負担率といった全体の収支計算から当該施設の状況を把握することや、料金区分別の利用者数をもとに利用者収入のシミュレーションをすることも考えられる。</p>